

**第1回グリーンツーリズム・景観価値を活かしたまちづくり仙北市観光地域活性化集中
プロジェクトグリーンツーリズムブラッシュアップ（動画制作）業務委託
発注候補者選定公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

(1) 委託業務名

グリーンツーリズムブラッシュアップ（動画制作）業務委託

(2) 業務の目的

本事業は、第3次仙北市観光振興計画に則り、観光による地域内経済への貢献や本業務に携わる地域コミュニティの活性化を目指し取り組むものである。交流拡大を図るにあたり、仙北市内でグリーンツーリズムを提供している宿泊施設の営業形態が、農家民宿、ペンション、ロッジ等とそれぞれ違い一般的な宿ではないことから、施設のイメージがお客様に言葉だけでは伝わらなく、誘客の妨げになっているという課題がある。そこで、国内外の誘客を促進し、各施設の自主的な情報発信に取り組むため、グリーンツーリズム提供宿泊施設のプロモーション映像の制作を行う。

(3) 業務の契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(4) 業務の内容

別紙仕様書（案）のとおり

※仕様書は業務を想定した内容であるため、受託業務の効果的な遂行に資すると考えられるものについては、仕様書に追加して提案することを妨げない。

(5) 提案限度額

総額3,267,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

なお、提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とする。

2 参加資格

(1) 参加者は、次の要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 仙北市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

エ 令和6年度において仙北市の物品調達及び役務提供等の入札資格を有し、審査が行われる日まで指名停止措置を受けていない者であること。（未登録の場合は、参加意向確認書の提出期限までに登録を行う。仙北市ホームページ＞行政情報＞入札・契約 各種様式等で案内している。随時受付は原則対応しないが、仙北市総務部契約検査室と協議し、本プロポー

ザルに関する入札参加資格申請の受付を認めることとする。)

3 本プロポーザルの日程

4月18日(木)	公募開始
5月10日(金) 正午	質問提出期限
5月13日(月) 午後5時	質問に対する回答をHPに公表
5月15日(水) 正午	参加意向申出書提出期限
5月16日(木)	参加資格確認結果通知及び提出要望書の送付
5月23日(木) 正午	企画提案書受付期限
5月31日(金)	審査(プレゼンテーション)
6月3日(月)	審査結果通知の送付
6月上旬	契約内容の調整、仕様書の決定、見積書提出
6月中旬	業務委託内容契約締結、業務開始

4 参加意向申出書の提出

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
参加意向申出書(様式1)	必要事項を記入。 ※押印すること。	1部
会社概要(様式2)	必要事項を記入。 ※パンフレット等での代用可。	1部
業務実績調書(様式3)	必要事項を記入。	1部

(2) 提出期限

令和6年5月15日(水)正午(必着)

(3) 提出方法

持参または郵送

(提出期限までに到着するものに限る。郵送の場合は配達記録が残る方法を利用すること。)

(4) 提出先

「11 問合せ先」に同じ

(5) 参加資格確認結果通知書(様式6)及び提出要請書(様式7)

参加資格申出書を受理し審査を行い、資格があると認められたものについて、5月16日(木)までに順次郵送する。

5 質問及び回答

(1) 本件についての質問がある場合は、質問書(様式4)により受け付ける。

(2) 提出期限

令和6年5月10日(金)正午(必着)

(3) 提出方法

メールまたはファクシミリ

(4) 提出先

「11 問合せ先」に同じ

(5) 回答方法

令和6年5月13日(月)午後5時までに、仙北市ホームページ上にて公表する。

6 企画提案書類の提出

(1) プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
企画提案書（任意様式）	※A4版を基本として、ページを付して下さい。 ※割付印刷を可とするが、文字の大きさなど資料が見易いように配慮すること。	6部
実施体制（任意様式）		6部
業務スケジュール（任意様式）		6部
見積書（任意様式）	設計書に基づき見積金額等を記載。 ※正本は押印すること。	正本1部 写し5部

※企画提案書類の印刷については、白黒印刷、カラー印刷の別は問わない。

(2) 提出期限

令和6年5月23日（木）正午（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送

（提出期限までに到着するものに限る。郵送の場合は配達記録が残る方法を利用すること。）

(4) 提出先

「11 問合せ先」に同じ

7 選定委員会の開催

(1) 本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次の示す委員会で行う。

名 称	グリーンツーリズム・景観価値を活かしたまちづくり仙北市観光地域活性化集中プロジェクト グリーンツーリズムブラッシュアップ（動画制作）業務委託発注候補者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、評価、受託候補者の特定に関すること
委 員	仙北市観光文化スポーツ部長、仙北市観光文化スポーツ部次長、仙北市総務部総合情報センター館長、仙北市企画部企画政策課長、（一社）仙北市農山村体験推進協議会事務局長

(2) プレゼンテーション開催日時

令和6年5月31日（金）午前10時から（予定）

事業者毎の開始時刻等の詳細は、5月24日（金）午後5時までに電子メールで通知する。

(3) 開催方法

WEB会議ツール（Webex）により実施

(4) 実施時間

1事業者につき25分を予定。事業者から15分程度で企画提案内容を説明した後、10分の質疑応答を行う。

(5) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明する。

(6) 説明者について

事業者側の参加人数は、3名以内とすること。

8 評価の方法

(1) 選定委員は企画提案書類及びプレゼンテーションをもとに、次の観点から評価を行う。

評価項目	評価の観点	配点 (満点)
事業実施能力	① 業務遂行能力 ・ 当事業に充てる人員配置は十分に確保されているか ・ 事業のスケジュールは的確か ・ 専門的な知識を持つスタッフが十分配置されているか ・ 仙北市内に拠点を設ける、又はそれに近い体制を組み業務を遂行することができるか	100
	② 業務経験 ・ 本業務と同等規模の業務経験があるか	50
企画提案内容	① 目的等適合性 ・ 事業目的に合致した提案内容となっているか ・ 各施設の魅力を理解しているか	100
	② 提案内容の企画力及び実現性 ・ 実施の手法は的確で合理的かつ具体的か ・ 個性的で独創的な動画制作コンセプトをもっているか ・ 多様な受け手が理解できる内容となっているか ・ 完成した動画は長期的に使用でき、一過性で終わらない内容となっているか ・ 完成した動画は、その後の活用方法などを意識した構成や提案となっているか	200
	③ 見積額の妥当性 ・ 企画提案内容と見積額を比較して、適切な見積書となっているか ・ 経費の積算内容に不備、不適當なものはないか	50
合 計		500点

- (2) 評価点を集計し協議のうえ第1位順位者を受託候補者とし、契約の見積徴収の相手方とし、受託候補者及び次点者を決定する。
- (3) 審査の結果は郵送にて通知する。

9 契約締結

受託候補者に特定した者と履行条件等の具体的な契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議を含むものとする。交渉が不調の場合は、次点者との交渉を行うことができるものとする。

10 その他

- (1) 企画提案書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格となる場合がある。

ア 提案書類等の提出方法及び提出期限について、本市が示した要件を満たしていない場合。

イ プロポーザル提案書類に記載すべき事項が明記されていない場合。

ウ プロポーザル提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

エ 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。

オ 本プロポーザルに関して選定委員会委員との接触があった場合。

(3) 契約書作成の要否

要とする

(4) プロポーザルの取扱い

ア 提出された書類は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

イ 提出された書類は、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、「仙北市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

エ 提案書類の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。

オ 提出された書類は返却しない。

(6) その他

ア プロポーザル提案書類の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。

イ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

ウ プロポーザル提案書類の提出は、1者につき1案のみとする。

エ 特定されたプロポーザル提案書類を提出した応募者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル実施要領等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。なお、業務委託条件及び仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

オ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行う。

11 問合せ先

〒014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢 81-8

仙北市観光文化スポーツ部 交流デザイン課 (担当：高橋)

電話 0187-43-3353 FAX 0187-55-1515

メール co-de@city.semboku.akita.jp